

平成 31 年 2 月 22 日  
公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会  
プラスチック容器事業部

## 再商品化事業の円滑な実施を図るための重要事項

### 1. 労働災害の発生防止に関わる注意喚起

再商品化業務において、作業安全ならびに良好な労働衛生状態の確保は事業実施にあたっての最重要事項であるにもかかわらず、以下データの通り、未だ重大災害が後を絶たない状況にある。

\* 労働災害（怪我等身体への障害を伴う）事故年度別発生件数

**H30：13件（～1月末）、 H29：11件、 H28：16件、 H27：5件、 H26：9件、 H25：6件**  
平成 28 年度から 3 年連続で二桁の労働災害が発生しており、改善がみられていない。

今年度においても、1 月末時点で 13 件もの労働災害が発生している。次頁「表 1」に、今年度発生した労働災害の概要をまとめた。

要因としては、相変わらず、挟まれ・巻き込まれが圧倒的に多い。また、脚立、重量物の取扱い等、基本的行動の欠如に基づく災害も発生している。

類似災害の発生防止を含め、これ以上労働災害を発生させることのないように一層注力していただきたい。

### 【参考】

作業員への労働安全衛生教育に、以下の web ページ等を活用ください。

\* 厚生労働省「職場の安全サイト」

- ・ヒヤリ・ハット事例 <http://anzeninfo.mhlw.go.jp/hiyari/anrdh00.htm>
- ・機械災害データベース <http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/sai/kikaisaigai.html>
- ・安全衛生ビデオ <http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/sai/anzenvideo.html>

\* 中央労働災害防止協会 安全衛生情報センター

- ・災害事例（ヒヤリ・ハット事例） [https://www.jaish.gr.jp/anzen/sai/saigaijirei\\_index.html](https://www.jaish.gr.jp/anzen/sai/saigaijirei_index.html)

表1 労働災害発生状況リスト <～1月>

No.	発生日時	災害の概要
1	4月23日	・ベールの向きを変えるターンテーブルが回転し、ローラコンベアとターンテーブルの間に左足腓腹が挟まれた。その結果、5cm 裂傷した。
2	4月12日	・原料工場内のメンテナンス作業中、天井走行クレーンのホイスト部分が落下し、作業員に当たった。(死亡事故)
3	5月20日	・搬送コンベアプーリーのベアリング交換後、プーリーを取り付ける際にプーリーとコンベア架台の間に指を挟んだ。その結果、小指の腫れと内出血が生じた。
4	5月31日	・コンベアローター部に絡まったテープ等をコンベアを停止せずに除去しようとし、ローター一部分に両腕が挟まれた。
5	6月1日	・減容機から排出されるインゴットの切れが悪く、出口で詰まりそうになった為取り除こうとしたところ、降りてきたカッターで人差し指、中指、薬指を切断した。
6	7月30日	・残渣回収の為、残渣を溜めたベール缶(重さ6～7kg)を持ち上げた時に腰を痛め、その場から動けなくなった。
7	8月27日	・ペレット押出機において、ストランド誘導作業中、回転刃手前のピンチロールに指を挟まれ、左手中指を切創した。
8	10月1日	・乾燥機で原料詰まりが発生した為、設備を停止して乾燥機下に入り、詰まり除去を行った。その際、回転していたインペラーに指が当たり、指2本を骨折した。
9	10月15日	・投入工程において、切ったPPバンドをフレコンに入れる際にバンドが跳ね上がり、左目に当たり、眼球に傷を負った。
10	10月27日	・PPバンドを切る為に竹竿の先にカッターを固定して作業していた。その竹竿のゴムテープを除去しようとした際に、カッターの刃が滑り、左手指を切創した。
11	11月26日	・棚の上にあるポンプ在庫を確認する為、棚に登ろうとはしごをかけた。5-6段登った時に、はしごの足が手前側にずれ、その拍子で体勢を崩し、後ろ側に落下した。着地の際に左足を痛め、かかとを骨折した。
12	12月4日	・造粒工程への投入作業の為、固定脚立を用いて作業を実施。終了後、脚立から降りる際に段差を見誤り落下し、右足首剥離骨折した。
13	12月20日	・スクイザー点検作業中にステージ上に上がった際、足を滑らせて機械内(スクリー部)に手を入れてしまった。その結果、右手人差し指及び中指の第一関節欠損となった。

## 2. 労働災害が発生した場合の対応

### ① 報告（平成 27, 30 年度事業者説明会においても説明）

受託業務において、万一、事故や労働災害が発生してしまった場合の協会への報告については、下記のように願います。

#### 事故・労働災害における報告区分

事故・労働災害の報告	労働基準監督署への報告書提出の要・不要		協会への報告	協会の措置対応*
	報告対象	報告期日		
(事故報告) 労働安全衛生規則第 96 条	96 条に示される事故が発生した場合、報告書を提出		速やかな報告 及び 月次報告	前置措置としての指導票を発行
(労働者死傷病報告) 労働安全衛生規則第 97 条	労働災害により死傷し、又は休業した場合、報告書を提出	休業 4 日以上	速やかな報告 及び 月次報告	前置措置としての指導票を発行
		休業 4 日未満	①四半期ごと 1～3 月、4～6 月 7～9 月、10～12 月 ②期間最後の月の翌月末日まで	前置措置としての指導票を発行
		休業無し	不要 (療養の給付請求書) 医療機関を経由し労基へ提出	内容に応じ対応

\*：前置措置以降の対応は、措置規程上限基準に準ずる。

尚、受託業務以外の報告は不要とする。

但し、受託業務に影響を及ぼす事故については報告を要する。

### ② 再発防止

事故や災害の原因を解析し、2 度と同じような災害を起こさないように十分な安全対策を取っていただきたい。

以上